

介護支援専門員実務研修受講試験案内（別紙1）の一部訂正について（正誤表）

施設等において必置とされている相談業務に従事する者

試験案内5頁

【誤】(1) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項、第58条第1項に規定する児童指導員及び児童発達支援管理責任者

【正】(1) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項及び第12項、第58条第3項及び第6項に規定する児童指導員及び児童発達支援管理責任者

試験案内8頁

【誤】(39) 児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第1項に規定する児童指導員

【正】(39) 児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第3項及び第6項に規定する児童指導員

(参考)

(1)(39)とも、平成24年度の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）の一部改正に伴い、上記のように改めることとしたもので、児童指導員等の範囲については、昨年同様、変更がありません。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(改正後)

(職員)

第四十九条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項及び第三項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(中略)

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(職員)

第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(中略)

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

(中略)

6 主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。